



調布市の補助金等制度の改善に向けた
基準及び運用の仕組みについて
(答 申)

平成27年8月25日
調布市補助金等審議会

答申にあたって

調布市の財政状況は、税制改正や景気の影響等により、歳入の根幹をなす市税収入において、個人及び法人市民税が増収となる一方、歳出では、社会保障関係経費及び保育園待機児童対策経費のほか、各公共施設の維持保全や中心市街地の街づくりなど、今後、様々な財政需要が見込まれている。また、補助金等に関しても、その決算額や一般会計に占める割合は、近年増加傾向にあり、限られた財源をよりの確に活用することが必要とされている。

このような財政状況の下、平成26年11月、調布市補助金等審議会は、調布市長より、以下の3点について諮問を受けた。第1に、補助金等の統一的な交付基準の制定、第2に、補助金等の評価・見直し基準の制定、第3に、上記2点で定めた基準の運用方法等の仕組みについてである。

本審議会では、上記の第1及び第2の基準の制定に関する諮問事項に対して、予算編成及びその他の評価においてすぐに活用できる実践的な6つの基準（視点）を提案した。具体的には、まず、誰（何）に対し交付するのかという観点について、「必要性」及び「重要性」という基準を整理した。また、どのように交付するのかという観点について、「公平性」と「有効性」という基準、さらに、これら4つの基準の実効性を確保するという観点について、「公正性」と「透明性」という基準を整理した。これらの基準は、互いに関連するものであり、また、個々の内容についても明確にしていることから、今後の調布市における補助金等の評価が総合的に行われ、評価結果の根拠が誰にでも分かりやすく示されることを期待する。

第3の諮問事項である、これらの基準の運用方法等の仕組みについては、毎年度実施される所管課による精査及び予算編成における協議の実施のほか、3年から5年を周期とした定期的な評価制度の構築を提言した。この提言にある仕組みに基づき、今後の補助金等の評価において従来以上にPDCAサイクルが機能することを期待する。

最後に、本審議会において、この答申を取りまとめるまでには、7回にわたる活発な審議がなされており、それぞれの専門性に基づき建設的な意見をいただいた審議会委員各位及び審議に必要な各種資料を提供いただいた事務局職員に深く感謝するとともに、この審議結果が、調布市政、さらに何よりも調布市民にとって有益なものとなることを願い、調布市長に対し答申する。

平成27（2015）年8月25日

調布市補助金等審議会
会長 飯島 大邦

《目 次》

答申にあたって

第 1 章 審議会の概要

1	諮問の背景・経緯	1
2	諮問事項	3
	(1) 2つの基準（交付基準及び評価・見直し基準）の制定	3
	(2) 運用の仕組みに関する提言等	3
	(3) 留意事項	3
3	補助金等の定義	
	(1) 一般的な定義	4
	(2) 答申における補助金等の対象範囲	5

第 2 章 補助金等の適正化の在り方

1	補助金等の適正化の必要性	6
	(1) 法令の解釈に関する課題	7
	(2) 補助金等制度の課題	9
2	補助金等の適正化の在り方	12
	(1) 2つの基準（交付基準及び評価・見直し基準）の必要性	12
	(2) 運用の仕組みの必要性	14

第 3 章 交付基準及び評価・見直し基準の提案

1	交付基準及び評価・見直し基準の定義	15
2	交付基準を構成する視点の整理	15
3	補助金等交付の基本的な考え方と重視する評価・見直しの視点	15
	(1) 「必要性」の視点について	16
	(2) 「重要性」の視点について	17
	(3) 「公平性」の視点について	18
	(4) 「有効性」の視点について	19
	(5) 「透明性」の視点について	20
	(6) 「公正性」の視点について	21
4	補助金等の交付基準及び評価・見直し基準〔別添 1〕の提案	22

第4章 運用の仕組みに関する提言

1	補助金等の評価制度の構築	23
	(1) 所管課による精査と予算編成における協議の実施	23
	(2) 予算編成以外における定期的な評価の実施	23
	(3) 補助金等審議会の開催の検討	24
2	財務に関する専門的知識の向上等	24
3	交付の透明性の向上	24
4	その他検討事項	25

別 添

[別添1]	補助金等の交付基準及び評価・見直し基準	27
-------	---------------------	----

資 料

[資料1-1]	調布市補助金等審議会条例	29
[資料1-2]	調布市補助金等審議会委員名簿	30
[資料2]	諮問書	31
[資料3]	諮問書補足説明資料	32

審議経過	33
------	----

答申の概要	35
-------	----

第 1 章 審議会の概要

(第 1 章の概要)

調布市補助金等審議会（以下、「本審議会」という。）に対する諮問事項は、「補助金等制度の改善に向けた基準や仕組みについて」であり、具体的には、「2つの基準（交付基準及び評価・見直し基準）の制定」と「運用の仕組みに関する提言等」の2点となる。

本章では、本審議会の概要として、「1 諮問の背景・経緯」、「2 諮問事項」、「3 補助金等の定義」について整理する。

1 諮問の背景・経緯

補助金等は、公益上の必要性があると客観的に認められる場合に限り地方公共団体が交付するもので（地方自治法第232条の2）、その運用は地方公共団体に委ねられ、これまで調布市の施策を効果的・効率的に展開するうえで大きな役割を担ってきた。

一方、近年の地方自治体を取り巻く環境としては、少子高齢化の進行による人口構造の変化など、社会構造や仕組みが大きく転換してきており、調布市においては、引き続き増加傾向の社会保障関係経費のほか、保育園待機児童対策、公共施設の老朽化対策、中心市街地の街づくりなど、今後も大きな財政需要が見込まれている。

このような状況の中で、財政規律を保持した持続可能な財政運営を推進していくためには、調布市のあらゆる分野において、限られた財源を一層効果的・効率的に活用することが重要な課題となっている。

調布市では、平成7年に補助金等審議会を開催し、個々の補助金等の評価・見直しを行っている。また、その後においては、PDCAマネジメントサイクルにより、行政評価や次年度予算編成過程の中で、毎年度の見直しの取組を行ってきた。

しかし、これまでの取組は、その時々々の個々の補助金等の見直しとして成果を挙げてきたが、補助金等制度の全般にわたる統一的、継続的な見直しといった視点に立ったものではない。

そこで、補助金等制度の全体に関わる市独自の基準と、それを活用した運用の仕組みが必要との認識に立ち、平成25年度から平成30年度までを計画期間とする行革プラン^{*1}に、「補助金等の適正化」の取組を位

* 1 基本構想に掲げた、まちづくりの実践にあたっての3つの基本的な姿勢（「市民が主役のまちづくり」、「市民のための市役所づくり」、「計画的な行政の推進」）を柱に、具体的な行財政改革の取組を示したもの。

置付けるとともに、市長から諮問を踏まえ、本審議会を開催し審議を行ったものである。

なお、本審議会は、調布市補助金等審議会条例（昭和49年調布市条例第25号）に基づく諮問機関であり、学識経験を有する者6人と調布市職員1人の計7人の委員で構成している〔資料1〕〔資料1-2〕。

2 諮問事項

調布市長からの本審議会に対する諮問事項は、「補助金等制度の改善に向けた基準や仕組みについて」である。具体的には、「2つの基準（交付基準及び評価・見直し基準）の制定」と「2つの基準の運用の仕組みについて」の2点となる〔資料2〕〔資料3〕。

(1) 2つの基準（交付基準及び評価・見直し基準）の制定

ア 交付基準の制定

すべての補助金等に共通する基本原則となるもので、法令の解釈及び他団体の事例等を参考に、自治体共通の考え方に加え、調布市において必要とされる考え方を整理し、交付の基準を明確にする。

イ 評価・見直し基準の制定

個々の補助金等の問題点を可視化して、廃止，縮小，維持，拡充，整理・統合等の見直しの判断を行うための基準とするものである。客観性の高い項目の設定と市民目線での分かりやすさに留意したものとする。

(2) 運用の仕組みに関する提言等

補助金等制度の適正な運用を継続できるよう、交付基準及び評価・見直し基準の実効性を高め、実践的に進めていくため、市政経営のマネジメントサイクルに組み込む2つの基準の活用方法等の仕組みについて、課題提起や改善策の提案を行う。

(3) 留意事項

今後の補助金等制度の在り方としては、単に個々の補助金等を廃止・縮小するというのみならず、社会経済状況を背景に、その時々時代の要請に即して、制度全体の最適化を図っていく観点や、制度を通して、公共サービスの多様な担い手を育成し、多面的な行政サービスの提供を可能とする観点到る。

3 補助金等の定義

(1) 一般的な定義

補助金等は、公益上の必要性があると客観的に認められる場合に限り、自治体が市民や団体等に交付することができるもので（地方自治法第232条の2）、行政サービスを補完する公共的サービスや公益的活動を行う団体等への財政的な支援、市民活動の活性化など、行政目的を効果的かつ効率的に達成するうえで重要な役割を果たしている。

また、補助金等は、自治体財政から見ると、予算歳出科目のうち、19^{*2}節の「負担金、補助及び交付金」に区分される経費となる。負担金、補助金、交付金のそれぞれの内容は、下記【表1】に示すとおりである。

【表1】19節の負担金、補助及び交付金の内容

〔法令上に明確な定義がないため、実務書や他の自治体で定義している内容を参考に、一般的な概念を整理した。〕

項目	説明
負担金	<ul style="list-style-type: none"> ◆法令等や契約（取決め）に基づいて、市が負担するもの ①公益性の高い特定の事務や事業の実施により、市も利益を受ける場合に、費用の一部を分担し支出するもの ②市が構成員となる公益性の高い特定の事務や事業を行う団体等に対し、会費や実費相当額を分担して支出するもの
補助金	<ul style="list-style-type: none"> ◆公益性が高い特定の事務や事業を対象とするものであって、反対給付を求めることなく、個人や団体等に対し、「保護」、「補償」、「対策」、「支援」、「奨励」などの目的を持って支出されるもの ①国や都の要請に基づいて支出するもの ②市が施策の推進に必要であると判断した場合に支出するもの <p>※補助金と性質を同じくする助成金・給付金・利子補給金を含む</p>
交付金	<ul style="list-style-type: none"> ◆法令に基づき、財政援助を目的として交付するもの ◆法令又は条例等に基づき、市の業務を外部の団体等に委託している場合において、当該業務実施の報償として支出するもの

* 2 歳出予算は、款、項、目、事業項目（大事業、中事業及び小事業）、節に区分して編成・執行される。歳出予算の節の区分は、「1報酬」から始まり、「19負担金、補助及び交付金」を経て、「28繰出金」までとなる（地方自治法施行規則第15条・調布市予算事務規則第3条）。

(2) 答申における補助金等の対象範囲

本答申においては、補助金等を、『予算歳出科目の19節「負担金、補助及び交付金」の経費から、「負担金」にあたるものを除いたもの』とする。

本審議会においては、行革プランの「補助金等の適正化」に基づき、現在、市が毎年度実施している補助金等交付状況の公表の対象となっている補助金等の範囲を参考にしており、この対象と本審議会における審議対象を同一にしたものである。平成24年度の補助金等交付状況の概要は、下記【表2】、【表3】のとおりである。

【表2】平成24年度調布市補助金等交付状況の全体概要

補助金等の種類	補助額	うち市負担額
156種類	59億6,500万円	39億4,300万円

【表3】平成24年度調布市補助金等の所管部別交付状況（※補助額順に掲載）

No.	補助金等の所管部 ^{*3}	補助金等の種類 (構成比)	(単位：千円)	
			補助額 (構成比)	うち市負担額 (構成比)
1	子ども生活部	20 (13%)	3,057,231 (51%)	1,838,969 (47%)
2	福祉健康部	41 (26%)	1,197,028 (20%)	889,717 (23%)
3	生活文化スポーツ部	39 (25%)	762,072 (13%)	711,597 (18%)
4	都市整備部	16 (10%)	603,575 (10%)	158,238 (4%)
5	教育部	20 (13%)	148,822 (3%)	148,414 (4%)
6	環境部	9 (6%)	110,859 (2%)	110,466 (3%)
7	行政経営部	1 (1%)	55,360 (1%)	55,310 (1%)
8	総務部	8 (5%)	23,109 (0.387%)	23,109 (0.586%)
9	議会事務局	1 (1%)	7,325 (0.123%)	7,325 (0.186%)
10	市民部	1 (1%)	100 (0.002%)	100 (0.003%)
合計		156 (100%)	5,965,481 (100%)	3,943,245 (100%)

※構成比は、単位未満を四捨五入しているため、計数等が一致しない場合がある。

* 3 1 子ども生活部（子ども政策課，児童青少年課），2 福祉健康部（福祉総務課，高齢者支援室・高齢福祉担当，高齢者支援室・介護保険担当，障害福祉課，健康推進課），3 生活文化スポーツ部（文化振興課，生涯学習交流推進課，協働推進課，男女共同参画推進課，産業振興課，農政課，スポーツ振興課，国体推進室），4 都市整備部（都市計画課，住宅課，街づくり事業課，道路管理課，交通対策課），5 教育部（教育総務課，学務課，指導室，社会教育課，教育相談所，郷土博物館），6 環境部（環境政策課，緑と公園課，ごみ対策課），7 行政経営部（行財政改革課），8 総務部（総務課，総合防災安全課），9 議会事務局，10 市民部（市民相談課）

第2章 補助金等の適正化の在り方

(第2章の概要)

本章では、2つの基準（交付基準及び評価・見直し基準）の制定と運用の仕組みに関する提言に向けて、補助金等の一般的な課題や調布市の補助金等の現状を踏まえながら、「1 補助金等の適正化の必要性」と、「2 補助金等の適正化の在り方」について整理する。

1 補助金等の適正化の必要性

補助金等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる。」と規定されており、「保護」、「補償」、「対策」、「支援」、「奨励」など様々な目的で活用され、行政目的を効果的・効率的に達成するうえで重要な役割を果たしている。

一方、公益上の必要性への解釈や運用を厳格に行わないと「交付の対象範囲が広がりやすい性質」を有しており、また、見直しの困難性に関する課題として、「成果や効果の把握の困難性」、「補助等への依存」、「制度の長期化や交付対象の固定化」などが、一般的に指摘されている。

本審議会では、「平成24年度調布市補助金等交付状況」の公表対象となった156種類の補助金等を対象とした補助金等の所管課への調査や、公表されている既存の資料をもとに、これらの課題に関する調布市の現状の分析を行った。

(1) 法令の解釈に関する課題

補助金等は、法令上の支出要件が抽象的なものであるため、市が独自に支出できる分野が広く、「交付の対象範囲が広がりやすい性質」を有している。

本審議会は、個別の補助金等の適否を評価することが目的ではないため、詳細な検証は行なわなかったが、「平成24年度調布市補助金等交付状況」の公表対象となった156種類の補助金等においても、支援を必要とする市民への補助金や、特別養護老人ホームなどの施設整備を目的とした補助金、特定の分野の施策を推進するため奨励的に交付する補助金など、様々な目的や性格の補助金等があることを確認した。

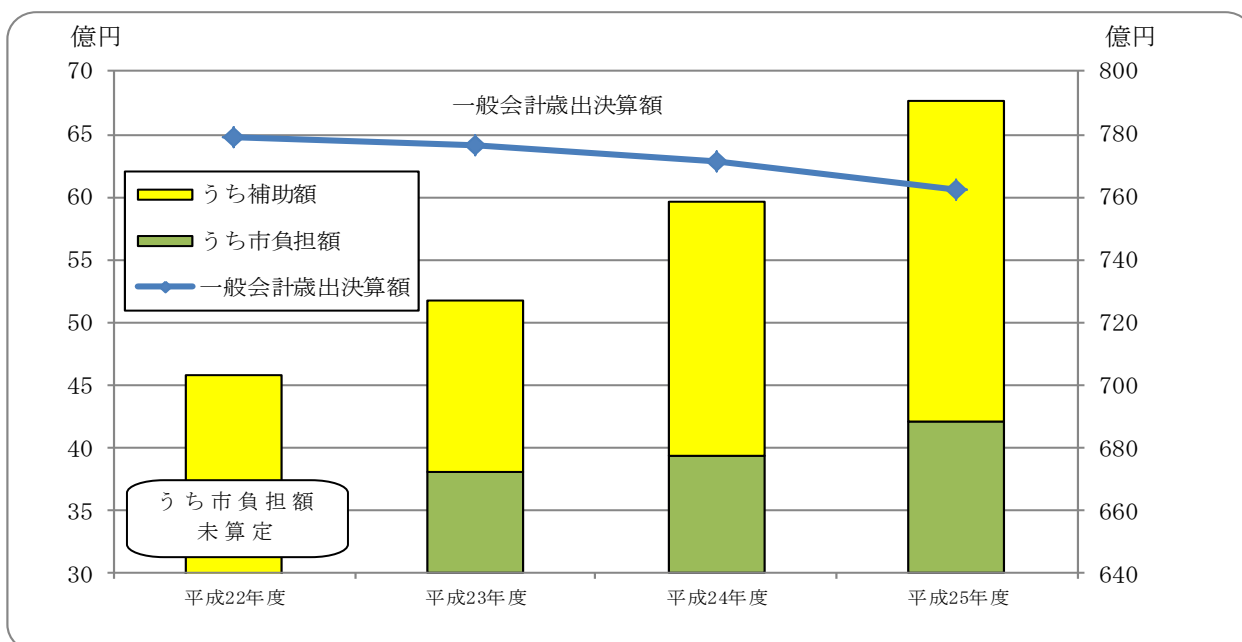
また、平成22年度から平成25年度までの調布市一般会計における補助金等決算額の推移では、補助金等の種類の数は横ばいであるが、補助金等の決算額や一般会計決算額に占める補助金等の割合は増加傾向となっていることを確認した【表4】。

【表4】調布市一般会計における補助金等決算額の推移

年度	一般会計歳出決算額	うち補助額	補助金等の種類	一般会計歳出決算額に占める補助額の割合	
				うち市負担額	割合
平成25年度	762億2,168万円	67億6,700万円	156	42億800万円	8.9%
平成24年度	771億6,313万円	59億6,500万円	156	39億4,300万円	7.7%
平成23年度	776億2,261万円	51億7,100万円	159	38億1,100万円	6.7%
平成22年度	778億9,646万円	45億8,600万円	155	未算定	5.9%

※うち市負担額について

「調布市補助金等交付状況」として既に公表されているデータを基に作表。「うち市負担額」は平成23年度分から公表開始。



各年度における主な増要因は，調布市の基本計画に位置付けられた施策に基づく，民間保育所に対する補助金や市街地再開発事業補助金などの増であり，基本計画を推進するために優先度の高いものも含まれると解するが【表5】，今後の社会情勢を踏まえると，保育園及びその他福祉施設の施設整備費補助金，交付対象者の増加に伴う福祉サービス関連の補助金の増加傾向は，今後も継続するものと見込まれている。

このような状況の中で，限りある財源を有効に活用し，規律ある財政運営を継続していくためには，真に必要とされるものについてのみ厳選して補助金等を交付していく必要がある。

【表5】補助金等の主な増減要因

※下線部は当該年度の市の基本計画に基づく事業

※網掛けは経常的な補助金等

年度	増要因（百万円）	減要因（百万円）
平成25年度	市街地再開発事業補助金+946 <u>スポーツ祭東京2013 調布市実行委員会運営費補助金+171</u> 民間保育所等運営費等補助金+136 保育士等処遇改善臨時特例事業助成+55 社会福祉法人巣立ち会こひつじ舎施設整備費等補助金+44 <u>延長保育事業費補助金+42</u> <u>グループ型保育所助成費+41</u>	民間保育所整備費補助金▲521 企業立地等促進助成金▲31 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金▲24 <u>商工会補助金▲14</u> 特別養護老人ホーム大規模改修費補助金▲10
平成24年度	民間保育所整備費補助金+483 市街地再開発事業補助金+275 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金+109 知的障害者福祉サービス事業所整備費等補助金+101 <u>障害福祉サービス等事業者施設運営費補助金+52</u> <u>スポーツ祭東京2013 調布市実行委員会運営費補助金+47</u> <u>障害者日中活動系サービス推進事業費補助金+45</u>	<u>心身障害者（児）通所訓練事業等運営補助金▲147</u> <u>精神障害者共同作業所運営費等補助金▲76</u> <u>小規模作業所等法内化移行促進事業補助金▲49</u> <u>地域密着型サービス整備費補助金▲38</u> <u>都市農業経営パワーアップ事業補助金▲23</u>
平成23年度	市街地再開発事業補助金+167 <u>地域密着型サービス整備費補助金+143</u> <u>障害者日中活動系サービス推進事業費補助金+88</u> <u>認証保育所運営費等補助金+88</u> <u>認証保育所整備費補助金+74</u> <u>小規模作業所等法内化移行促進事業補助金+32</u> <u>姉妹都市宿泊費助成金+17</u>	<u>都市農業経営パワーアップ事業補助金▲30</u> <u>調布市花火大会運営費補助金▲19</u> <u>保育室助成金▲10</u> <u>せんがわ劇場芸術文化振興事業補助金▲8</u> <u>中小企業事業資金利子補給金▲7</u>
<参考：年度間の増減が大きい再開発事業補助金を除いた補助金等の額> ※（ ）内は対前年度増減 平成25年度：53億7,900万円（▲1億4500万円） 平成24年度：55億2,400万円（+5億2000万円） 平成23年度：50億400万円（+4億1800万円） 平成22年度：45億8,600万円		

(2) 補助金等制度の課題

ア 成果や効果の把握の困難性に関する課題

補助金等の目的や性格は様々であり，その中には，成果や効果の数値化が困難なものがある。団体等の事務費や人件費などを補助する運営費補助金などはその例であると考ええる。

本審議会では，成果や効果の把握の困難性に関する課題に関連して，調布市の補助金等の所管課に，成果指標の設定に関する調査^{*4}を行った。その結果，調査対象^{*5}とした96種類の補助金等のうち6割程度に「成果指標を定められない・困難」とする傾向が見てとれた。

補助金等の中には，こうした成果指標の設定が困難な補助金等があることを認識したうえで，補助金等の適正化の在り方を考えていく必要があるが，一方でこれまで以上に成果や効果の把握を追求していかなければ，交付により事業の目的が達せられたか，また，補助金等の使途が真に目的にかなっているかなどの確認が不十分になりがちで，制度全体の不透明性につながっていく可能性がある。

* 4 「補助金等の交付により得られる効果を測定するために，具体的な成果指標を定めていますか（「定めていない」「定められない」場合はその理由を記載）」という記述式の設問

* 5 全156種類の補助金等から，基本計画に該当する補助金等（まちづくり指標と連動する補助金等）のほか，既に廃止となっているもの，廃止となる見込みのものを除いた96種類の補助金等

イ 補助金等への依存に関する課題

補助金等は、助成的性格を有し、交付対象者の経済的負担を軽減するものであるが、一方で、補助金等の交付が重なることで、交付対象者の自立した運営や創意工夫を阻むおそれがある。

調布市の補助金等においては、特定の団体や個人を対象とした補助金等の種類は約100種類で全体の約6割となる【表6】。これらの特定の交付対象者の中に、補助金等への依存度がどの程度内在するのかといった点が検討課題となる。

なお、本審議会では、「自助努力をもってしても、なお不足する部分に対してのみ必要最小限の補助を行い、団体等の自立的経営を促進すべき」という考え方にに基づき、調布市の監理団体の決算状況の推移から、繰越金から見る財務状況（市補助に対する一般正味財産^{*6}期末残高の割合）や補助金等への依存度合（経常収益に占める市補助金等の割合）の確認を行った。

繰越金については、翌年度以降の大きな事業の実施など、特定の目的をもって繰越を行っている場合もあるので、その内容を精査する必要があるが、交付決定の前段から自立的経営の促進に向けた合意形成を図り、補助金等への依存度合の縮小、収益性の向上などに向けた達成目標や評価項目を定めていくことが必要と考える。

【表6】交付対象者別の交付状況（平成24年度調布市補助金等交付状況）

交付対象者の区分	補助金等の種類	補助額	うち市負担額
特定の団体や個人	103	42億円	31億6,300万円
不特定の団体や個人	53	17億6,500万円	7億8,000万円
合計	156	59億6,500万円	39億4,300万円

※「交付対象者の区分」の整理

特定の団体や個人	交付要綱等で交付対象者が明確に特定されている補助金等 【例】市民サービス公社運営費補助金
	制度上、必然的に、同一の交付対象者に継続的に交付する補助金等 【例】民間保育所等運営費補助金、ミニバス運行事業補助金
	制度上、交付対象者が毎年変わり得るが、結果として、毎年同一の者に交付している補助金等
不特定の団体や個人	交付対象者の要件はあるが、多数の者を対象とし、毎年、交付対象者の入れ替わりがある補助金等 【例】地球温暖化対策住宅用機器購入費補助金
	特定の団体や事業者を介し、不特定の者の負担軽減を行う補助金等 【例】福祉タクシー料金補助金

* 6 公益法人が行う事業活動から発生した財産

ウ 制度の長期化や交付対象の固定化に関する課題

補助金等は，成果や効果の把握の困難性や制度への依存に関する課題とも関連し，廃止や縮小より拡充に目が向けられる傾向があり，制度の長期化が起りやすい構造をもっている。

調布市の補助開始年度別の分析【表 7】では，10年を超えて制度が継続している補助金等の数は，全体の約5割となっている。これらの補助金等については，制度開始当時と現在とでは，社会経済情勢等が大きく変化していることから，改めて，制度創設の背景や経緯を勘案し，必要性の観点から適正化の在り方を考える必要がある。

また，補助金等の制度が市民にとって利用しにくく，あるいは，制度の周知が十分でないなどの要因から，利用者が固定化している補助金等についても，公平性の視点から改善の必要があるものとする。

なお，制度の長期化や交付対象の固定化への対処法として，あらかじめ交付期間の限度を設定するなど，一定の期間で見直しがしやすい仕組みを制度に組み込んでおくことが重要である。加えて，新たに生じた優先度の高い事業に限られた予算を配分するためには，同等の事業の廃止を条件とするスクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づく予算編成も必要とする。

【表 7】補助開始年度別の分析（平成 24 年度調布市補助金等交付状況）

制度継続年数 (制度開始年数)	補助金等の種類	
	計	累計
21 年以上継続 (平成 4 年度以前)	46	46
11 年～20 年継続 (平成 5 年度～平成 14 年度)	38	84
1～10 年継続 (平成 15 年度～平成 24 年度)	72	156
合計	156	

※補助開始年度を「交付要綱等の制定年度」や「決算書から明確に読み取れる範囲内の年度」等として，集計した補助金等を含む

2 補助金等の適正化の在り方

補助金等は、行政目的の達成のために有効に活用される一方、様々な課題があり、これを適切に運用しなくてはならない。

これまで調布市では、毎年の行政評価（事務事業評価）や、所管部課と財政部門による予算協議、予算を伴う要綱の制定改廃を行う際の財政部門との合議、所管課における補助事業完了後の実績報告書の審査など、様々な段階で個別の補助金等の現状把握、検証、見直し等を実施してきた。

また、市職員以外の第三者的視点を加えた評価・見直しの取組として、平成7年の補助金等審議会^{*7}と、事業仕分けの手法を取り入れた事務事業側面評価^{*8}を実施している。

これまでの取組では、個々の補助金等の見直しにおいて一定の成果を挙げてきたが、補助金等全般にわたる統一的な基準は制定されてこなかった。

今後、より適切な交付を行っていくためには、以下に示す交付基準及び評価・見直し基準の2つの基準を制定するとともに、基準の実効性を高め、実践的に進めていくための運用の仕組みを構築する必要がある。

(1) 2つの基準（交付基準及び評価・見直し基準）の必要性

ア 交付基準の必要性

前述（P7）のとおり、補助金等は、地方自治法の規定（公益上必要な場合）のみから交付の必要性を判断すると、多くの政策的な判断が適合することとなり、「交付の対象範囲が広がりやすい性質」を有している。

また、「公益上必要がある場合」を誰がどのように認定するかについて、行政実例^{*9}（昭和28年6月29日自行行発第186号^{*10}）では、公益上の必要性に「客観性」を担保することを求めている。

今後、地方自治法や行政実例が求める「公益上必要がある場合」を、調布市として「客観的」に判断するためには、いくつかの視点から整理した「交付基準」を制定する必要がある。

-
- * 7 学識経験を有する者を中心とした委員により、補助金等及びこれに類する委託料等86件の評価を行い、見直しの方向性について答申を行っている。その後、市では答申を踏まえ、平成10年度までに12件を廃止している。
 - * 8 行政評価の一環として事業仕分けの考え方や手法を取り入れて事務事業の見直し余地を検証する取組。評価対象となった補助金等の交付事業のうち、評価結果を踏まえた見直しにより3種類の補助金等を廃止している。
 - * 9 法令の解釈・運用について所管省庁の見解を示したもの。あくまでも単なる解釈指針に過ぎないが、多くの自治体で行政実例に依拠した事務が行われている。
 - * 10 「公益上必要があるかどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。」

イ 評価・見直し基準の必要性

前述（P 9～11）のとおり，補助金等は，「成果や効果の把握の困難性」，「補助等への依存」，「制度の長期化や交付対象の固定化」などの課題があり，見直しが困難な構造を内在した制度となっている。

補助金等の適正化に向けては，交付基準の制定とともに，交付基準の趣旨を踏まえ，補助金等に内在する諸課題を明らかにする「評価・見直し基準」を制定する必要がある。

ウ 交付基準及び評価・見直し基準の在り方

交付基準及び評価・見直し基準の制定にあたっては，「法令の解釈に関する課題」（P 7）と「補助金等制度に関する課題」（P 9～11）を踏まえ，次の考え方を交付基準及び評価・見直し基準のなかに反映させていく必要がある。

- ① 真に必要とされるものについてのみ厳選して交付していくこと
- ② 補助金等の成果や効果を把握していくこと
なお，成果や効果の把握が困難な補助金等があることに留意すること
- ③ 市民や団体等と行政の役割分担を踏まえ，自助努力をもってしても，なお不足する部分に対してのみ必要最小限の補助を行うこと
また，団体等の自主・自立の運営を促進すること
- ④ 制度創設の背景や経緯を踏まえつつ，現状における必要性を検証していくこと
- ⑤ 利用者の固定化について公平性の視点から検証していくこと
- ⑥ あらかじめ見直しがしやすい仕組みを制度に組み込むこと

※なお，交付基準及び評価・見直し基準に関する本審議会の提案は，後の「第3章 交付基準及び評価・見直し基準の提案」で述べる。

(2) 運用の仕組みの必要性

補助金等の交付が、効果的・効率的に行われていくためには、2つの基準を活用して現状分析を行い、問題点や課題を見つけ、それを改善していくという一連の事務を繰り返し行っていくことが重要となる。

調布市の市政経営においては、行政評価システムを活用し、PDCAマネジメントサイクルに基づく施策・事業の推進を行っているところであるが、補助金等の運用の仕組みをこのマネジメントサイクルで整理した場合、2つの基準をPlan（制度の新設・拡充の企画・立案段階における事前評価）やCheck（既存制度の振り返り評価）で活用し、補助金等の新設・拡充の適否や補助金等の見直しの判断に、適切につなげていく必要がある。

※なお、運用の仕組みに関する本審議会の提言は、後の「第4章 運用の仕組みに関する提言」で述べる。

第3章 交付基準及び評価・見直し基準の提案

(第3章の概要)

本章では、「第2章 補助金等の適正化の在り方」を踏まえ、「交付基準及び評価・見直し基準」の内容を整理する。

「1 交付基準及び評価・見直し基準の定義」では、各基準の定義を整理し、両基準の関係性を明確にする。

次に、「2 交付基準を構成する視点の整理」では、公益上の必要性を客観的に判断するためのいくつかの視点について述べる。

次に、3で「補助金等交付の基本的な考え方と重視する評価・見直しの視点」を整理したうえで、4で「補助金等の交付基準及び評価・見直し基準」[別添1]を提案する。

なお、本審議会が提案する[別添1]において、「見直し」とは、「廃止、縮小、拡充又は整理・統合」を意味する。

1 交付基準及び評価・見直し基準の定義

交付基準については、「地方自治法が求める公益上の必要性を、調布市として客観的、総合的に判断していくための基準」と定義し、複数の視点から判断基準を構成していくこととした。

また、評価・見直し基準については、「交付基準における各視点の趣旨を踏まえた具体的・重点的な評価項目」と定義した。

2 交付基準を構成する視点の整理

まず、交付制度の内容面では、「誰に対し、何に対し交付するのか」の観点から「必要性」と「重要性」の視点を、「どのように交付するのか」の観点から、「公平性」と「有効性」の視点を整理した。

また、補助金等制度がこの4つの視点に基づいたものとなるよう実効性を確保するため、制度運用の手続面における基準として、「透明性」と「公正性」の視点を置くこととした。なお、交付基準を内容面に限定する考えもあるが、公益上の必要性を総合的に判断するためには、手続面の考慮も欠かせないものと考え、交付基準の一部としている。

3 補助金等交付の基本的な考え方と重視する評価・見直しの視点

以下、前述の6つの視点ごとに「補助金等交付の基本的な考え方」と「重視する評価・見直しの視点」について述べる。

(1) 「必要性」の視点について

～市民や団体等と行政の役割分担を踏まえた必要性を評価する視点～

ア 補助金等交付の基本的な考え方

補助金等は、行政が民間の事業や活動を資金的に支援する性格を有することから、「公共の領域^{*11}」における市民や団体等と行政の役割分担を踏まえ、公益上、真に支援の必要性が認められるものについて、交付を行うべきである。

すなわち、公益上必要であったとしても、市民や団体等の自発性や創意工夫を阻むことはあってはならず、自助努力をもってしても、なお不足する部分に対し、必要最小限の補助を行うべきである。

なお、補助金等には、真に支援を必要とする市民を重点的に対象とするもの、つまり保護的な役割を果たすものもあることから、個々の補助金等の性格を踏まえ、受益者の立場に立った「住民需要」の観点と、行政の立場に立った「行政責任」の観点から、補助金等の必要性を評価することが重要となる。

イ 重視する評価・見直しの視点

◇補助金等の交付によって、市民や団体等の自発性や創意工夫を阻むことはあってはならない。「市が支援しなければ存続できない事業や活動であるか」を評価する必要がある。

◇補助金等の見直しに影響を与える要素として、社会経済情勢、地域の課題、市民ニーズ、国及び都の補助制度、近隣自治体の交付状況などの要素をあらかじめ設定し、その変化を適宜、把握していく必要がある。また、どのような変化が生じたら、見直しをすべきなのかといった観点から、見直しの時期をあらかじめ想定しておくことも重要となる。

◇市が指導・監理等を行う必要がある団体等への補助金等については、自立的運営の促進（補助金等への依存度合の縮小、収益性の向上など）に向けた協議を行っていく必要がある。団体等の自発性や創意工夫を促しながら、交付決定前から市が団体等と合意形成を図り、自立的運営の促進（補助金等の依存度合の縮小、収益性の向上など）に向けた達成目標や評価項目を定めることが重要となる。

* 11 公共の領域には、「各主体（市民、NPO、企業、教育機関）の主体性と責任のもとに行う領域」、「市の主体性と責任のもとに行う領域」、「各主体と市がそれぞれの主体性のもとに協力する領域」など、さまざまな領域が存在する。

(2) 「重要性」の視点について

～政策形成過程から見た補助金等の重要性を評価する視点～

ア 補助金等交付の基本的な考え方

補助金等の交付にあたって、公益上必要であるかの判断は市に委ねられており、本来の趣旨を見失うと総花的な制度になりがちである。

限りある財源を効果的かつ効率的に活用するためには、補助金等は重要性を有するものに限定的に交付されるべきである。

補助金等の重要性の判断を個人の価値観に委ねないとする、重要と判断した根拠を政策形成過程の正当性に求めることとなる。

市行政の所掌範囲においては、基本計画に掲げる施策や、マスタープランなどの個別計画に掲げる施策として、明確に位置付けられている補助金等や、市議会での議決を経た条例に基づいて交付する補助金等は、政策形成過程においてその重要性が認められるものとする。

イ 重視する評価・見直しの視点

- ◇市の基本計画や個別計画，条例に基づき交付する補助金等は，政策形成過程から見た重要性が認められるものとする。
- ◇市行政の所掌範囲外においては，国等の政策として市の裁量によらず義務的に交付する補助金等は，同様の重要性を備えるものとする。
- ◇市民の生命，身体，財産の安全を脅かす，自然災害，事件・事故などへの対応として交付する補助金等があれば，これらは，重要性和緊急性を備えるものとする。

(3) 「公平性」の視点について

～補助金等制度における効果配分の公平性を評価する視点～

ア 補助金等交付の基本的な考え方

補助金等は、助成的性格を有し、交付対象者の経済的負担を軽減するもので、補助を受ける者と受けない者との公平が問題となる。

特定の市民や団体等に特権的な恩恵や利益を与えるものとなっていないか、交付目的に照らし適切な対象範囲にその効果が及んでいるかを常に検証していく必要がある。

公平性の視点からの検証は、交付対象者や交付金額等のほか、補助金等交付の根拠規定、その他把握可能な情報から、何と・誰と比較して公平性に問題が生じているのか・いないのかを評価することが重要となる。

なお、前述の「必要性」の視点では、行政責任の観点から、「行政として保護すべき公的利益があるか」といった検討がなされる場合もあるが、これは、必ずしも不特定多数を意図していないことから、「公平性」との関連において総合的な評価が必要とされてくる。

イ 重視する評価・見直しの視点

- ◇補助を受ける者と受けない者との比較において、公平性に問題が生じていないかを評価することが重要となる。補助金等の交付対象者や受益者が過度に特定の市民や団体等に限定されていないか等々を評価する必要がある。
- ◇交付対象者間の比較において、公平性に問題が生じていないかを評価することが重要となる。交付対象者や受益者の経済状況を踏まえた段階的な交付水準の設定ができないか等々を評価する必要がある。
- ◇同種又は類似の補助金等制度との比較において、公平性に問題が生じていないかを評価することが重要となる。同種又は類似の補助金等制度と比較した場合、交付内容に偏りはなにか等々を評価する必要がある。

(4) 「有効性」の視点について

～補助金等の交付目的を実現する有効性を評価する視点～

ア 補助金等交付の基本的な考え方

地方公共団体に対し，地方自治法第2条第14項は「住民の福祉の増進に努めるとともに，最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを，地方財政法第4条は「目的を達成するための必要かつ最小限度の支出」を求めている。

従って，補助金等は，有効性の観点からも効果的といえるものでなければならず，施策の実施形態・手法，交付内容・期間等について最適となるよう選択することにより，交付目的を実現する効果が得られるものとしていく必要がある。

また，行政実例（昭和28年6月29日自行行発第1861号）では，公益上必要であるかの判断に「客観性」を求めていることや，PDCAマネジメントサイクルを構築するうえでは，効果の検証は欠かせないことから，活動指標（何をやったのか）や成果指標（どうなったのか）の設定と把握を行い，交付目的の実現にどれだけ近づくことができたのかを評価していく必要がある。

なお，前述の「必要性」，「重要性」，「公平性」との関連では，それぞれの評価項目に適合する補助金等であったとしても，有効性の観点から最適といえるのかを評価する必要がある。

イ 重視する評価・見直しの視点

- ◇市が直接実施すべき事業ではないか，委託料など他の支出科目で実施すべきではないかといった実施形態の検討や，アイデア公募や公開コンペなど，適切な市民参加手法の導入ができないかといった実施手法の検討が必要となる。
- ◇交付額が少額の補助金等や補助対象事業費に占める補助割合が低い補助金等は，費用対効果の面で課題がないか検証する必要がある。
- ◇制度の長期化などへの対処法として，個々の補助金等の目的や性格などを踏まえたうえで，適切な時限を設定することが重要と考える。
- ◇効果を測定するためには，交付目的と整合する活動指標や成果指標の設定とその効果の把握が重要となる。
- ◇上記の指標設定が難しい場合には，他の自治体の交付状況との比較や，補助金等制度や交付団体等への市民の声を把握する等により，市民の理解や納得が得られるような情報を把握していく必要がある。

(5) 「透明性」の視点について

～補助金等制度が市民に開かれた透明性を確保した制度となっているかを評価する視点～

ア 補助金等交付の基本的な考え方

前述の4つの視点に基づき、補助金等は、市民や団体等と行政との役割分担を踏まえ、真に支援の「必要性」が認められることを要し、政策形成過程を踏まえた「重要性」があるものに優先的に交付されるとともに、交付目的の実現のために「公平」かつ「有効」に交付されなければならない。

補助金等の交付実績の公表は、補助金等がこのような考え方に基づいて適切に交付されていることを市民が確認するうえで、重要な役割を果たす。より開かれた制度とするためには、交付実績の公表に加えて、補助金等の成果や効果及び評価・見直しの結果についても、定期的に公表していく必要がある。

また、補助金等の制度の周知は、制度の利用促進や、事業者の参入機会の確保の観点において、欠かせないものとなる。交付対象者や受益者を見据えた適切な広報媒体を選択し、分かりやすい周知を行っていく必要がある。

なお、「透明性」の視点は、前述の「公平性」の確保に向けた、重要な運用上の基準となる。制度の周知が十分でないなどの要因から、利用者の固定化が生じている補助金等については、制度の透明性だけでなく、公平性においても問題が生ずることとなる。

イ 重視する評価・見直しの視点

◇市が毎年行っている個別の補助金等の交付実績の公表とともに、成果や効果及び評価・見直しの結果の公表を定期的に行い、制度の透明化に努めていく必要がある。

◇補助金等の制度の周知は、誰を対象としているのか、どのような条件を満たせば交付されるのかといった条件が、一般に分かりやすく表現される必要がある。

◇特定の分野の団体等を対象とする補助金等の場合には、対象の正確な把握に努め、公平な情報提供や説明を行う必要がある。

(6) 「公正性」の視点について

～具体的かつ明確な根拠規定に基づき公正に補助金等が執行されているかを評価する視点～

ア 補助金等交付の基本的な考え方

公正性の視点においては、大きく2つの基本的な考え方がある。

1点目は、補助金等の交付の適正性に関する事項である。

補助金等の金額を正しく見積もり、その用途が適正であるかを後日検証するためには、交付要綱等に、補助対象経費の範囲や金額を明確に規定しておく必要がある。

2点目は、補助金等の成果や効果に関連する事項である。

補助金等の成果や効果を正しく把握するために、1点目の補助対象経費とともに、交付目的を具体的かつ明確に規定しておく必要がある。

より多くの市民の理解と信頼が得られる制度としていくためには、補助金等の交付目的を厳格にとらえ、「何をどのような状態にすること」が、最終目標の達成につながるのか、施策展開に伴う市の責任範囲を明確に表現していく必要がある。

なお、補助金等の目的や性格によって、抽象的な表現とならざるを得ない場合は、「有効性」の視点における活動指標や成果指標の設定状況と併せて、適切な評価を行う必要がある。

イ 重視する評価・見直しの視点

◇交付要綱等には、交付の適正性、及び成果や効果の検証に活用し得るよう明確で、具体性を備えた根拠規定が定められている必要がある。

◇団体等を対象とした補助金等については、活動実績の報告書や補助金等の収支明細書等の提出を求めるとともに、収支明細書上、補助対象経費とそれ以外の経費が明確に区分され、補助金等が目的に沿って適正に利用されているか確認を行う必要がある。

4 補助金等の交付基準及び評価・見直し基準〔別添1〕の提案

本審議会は、前述の6つの視点による「補助金等交付の基本的な考え方」と「重視する評価・見直しの視点」を踏まえた「補助金等の交付基準及び評価・見直し基準」〔別添1〕を制定し、提案するものである。今後、調布市において更なる具体化に向けた検討を進められたい。

第4章 運用の仕組みに関する提言

(第4章の概要)

本章では、2つの基準（交付基準及び評価・見直し基準）を活用した運用の仕組みとして、「補助金等の評価制度の構築」について提言する。

また、補助金等制度のより一層の適正化に向けた「交付の透明性の向上」や、「財務に関する専門的知識の向上等」について提言する。

1 補助金等の評価制度の構築

補助金等の評価制度の構築にあたっては、交付基準及び評価・見直し基準を、いつ、誰が活用していくのかが課題となる。

以下において、交付基準及び評価・見直し基準を活用した補助金等の評価制度の構築について提言する。

(1) 所管課による精査と予算編成における協議の実施

補助金等の交付の背景、現状、実績等を把握する補助金等の所管課が、交付基準及び評価・見直し基準における6つの視点から、予算編成に向けた個別の補助金等の精査を行っていく必要がある。

さらに、毎年度の予算編成過程における所管課と財政部門の予算協議の中で、交付基準及び評価・見直し基準による個々の補助金等の審査を行い、次年度予算（案）の編成につなげていく必要がある。

なお、補助金等の新設・拡充については、平成27年度下半期から作業が本格化する平成28年度予算編成において、交付基準及び評価・見直し基準の視点を活用した審査を行うなど速やかな対応を求めるところである。

(2) 予算編成以外における定期的な評価の実施

個別の補助金等をよりの確に評価するためには、所管課が行った評価の妥当性を、所管課以外の評価主体が定期的に検証していく取組が必要となる。

調布市では、約150種類（平成24年度156種類）の補助金等を交付していることを考慮すれば、毎年度、これらすべての補助金等の検証を行うことは現実的でないことから、概ね3～5年間で全種類の評価が一巡するよう、計画的に実施すべきと考える。

さらに、計画的な評価を実施するためには、個々の補助金等の制度開

始年度，交付対象者数，交付金額，成果指標設定の困難性，時限の設定状況等を勘案し，どのような性質の補助金等から評価を開始して複数年度で一巡させるのか，実施手順を確立する必要がある。

その際，本審議会が提案する「補助金等の交付基準及び評価・見直し基準」[別添1]を一部の補助金等に試行的に適用させるなど適切な検証段階を経たうえで，実効性ある評価の実践に移行していくことが肝要である。

(3) 補助金等審議会の開催の検討

当面の目標は，概ね3～5年で全種類の評価が一巡する評価制度の構築となるが，全種類の補助金等の評価が一巡した段階においては，評価制度が有効に運用されているか，補助金等の交付基準及び評価・見直し基準が時代に即したものとなっているかなどを検証する必要がある。

また，この際には，あらためて補助金等審議会が検証を行うべきか併せて検討すべきと考える。

2 財務に関する専門的知識の向上等

補助金等は，前章までにおいて繰り返し述べてきたとおり，自助努力をもってしても，なお不足する部分に対してのみ必要最小限の交付を行うことが原則と考える。

市が指導・監理等を行う必要がある団体等の自主・自立的な運営の促進に向けては，その経営状況等を分析することが必要となり，事業活動の内容だけではなく，当該団体等の財務諸表を分析する能力が欠かせないものとする。

補助金等制度のより一層の改善に向けて，こうした財務分析の専門的知識を有する人材の育成又は確保について検討を進めるべきと考える。

3 交付の透明性の向上

現在，市で毎年度実施している補助金等交付状況の公表は，①補助金等の名称，②根拠規程，③交付目的，④交付対象，⑤交付対象者数，⑥前年度決算額（交付額）等を公表することにより，補助金等制度の透明性を確保するうえで重要な役割を果たしているといえる。

今後，補助金等の前年度比較や評価制度構築後の成果や効果及び評価・見直し結果のほか，二次利用が可能なデータでの公表について検討し実践するなど，公表の趣旨が一層明確なものとなるよう努める必要がある。

4 その他検討事項

予算の適正な執行を確保する観点から、委託料による支出と補助金等による支出の考え方の整理、交付要綱等の制定・改廃に伴う財政部門との合議の在り方については、本審議会で議論されたものの、抜本的な解決策の提案に至らなかった事項となる。今後の運用の仕組みを構築する中で、継続的に調査・研究していく必要があることを付言しておく。

【別添1】補助金等の交付基準及び評価・見直し基準

次の交付基準及び評価・見直し基準から、補助金等の制度化の適否及び制度の継続・見直し（廃止、縮小、拡充、整理・統合）を判断する。

交付基準		評価・見直し基準
必要性	補助金等は、市民や団体等と行政の役割分担を踏まえ、真に公益的な支援の必要性が認められるもので、行政として手立てを講ずるべきものに限定して、交付されなければならない。	<ol style="list-style-type: none"> 1 市が支援しなければ存続できない事業や活動であるか 2 補助金等の見直しに影響を与え得る要素（社会情勢、地域の課題、市民ニーズ、国及び都の補助制度、近隣自治体の交付状況など）をあらかじめ設定し、適宜、その変化を把握しているか <ul style="list-style-type: none"> ア 見直しに影響を与え得る要素の変化に伴う補助金等制度の見直しの時期を想定しているか イ 見直しに影響を与え得る要素の変化に伴って必要な見直しを行っているか 3 市が指導・監理等を行う必要がある団体等の補助金等については、自立的運営の促進（補助金等の依存度合の縮小、収益性の向上など）に向けた協議を行っているか。 <ul style="list-style-type: none"> ア 団体等の自発性や創意工夫を促すため、交付決定前から市が団体等と合意形成を図り、自立的運営の促進（補助金等の依存度合の縮小、収益性の向上など）に向けた達成目標や評価項目を定めているか 4 市が指導・監理等を行う必要がある団体等への補助金等については、団体等の経営状況を把握するために必要な資料（決算書及び事業報告書など）の提出を求めているか <ul style="list-style-type: none"> ア 補助金等への依存度合、繰越金から見る財務状況、積立金の有無、収益性など、団体の経営状況の把握に努めているか
重要性	補助金等は、市の計画に明確に位置付けられるものや、条例で定められるものなど、政策形成過程から重要性が認められるものに優先的に交付されなければならない。	<ol style="list-style-type: none"> 1 次のア～エのいずれかに該当する補助金等であるか <ul style="list-style-type: none"> ア 国等の政策として、市の裁量によらず義務的に交付する補助金等 イ 市の基本計画や個別計画に掲げる施策として明確に位置付けられている補助金等 ウ 市の条例に基づく補助金等 エ 市民の生命、身体、財産の安全を脅かす、自然災害、事件・事故などへの対応として交付する補助金等
公平性	補助金等は、特定の市民や団体等に特権的な恩恵や利益を与えるものであってはならず、交付の目的に照らし適切な対象範囲にその効果が及ぶべきものでなくてはならない。	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助を受けるものと受けない者との比較において、公平な制度となっているか <ul style="list-style-type: none"> ア 交付対象者や受益者が過度に特定の市民や団体等に限定されていないか イ 交付対象者数や受益者数が少ないことに課題はないか ウ 同一の対象者に対する利用回数の制限を設定する必要はないか エ 団体等への補助の場合、定額交付としていることに合理的な理由があるか オ 団体等への補助の場合、同様の事業や活動をしている団体等が存在せず均衡がとれているか カ 団体等への補助の場合、同種又は類似の補助金等が、市又は関係機関から複数交付されていないか 2 交付対象者間の比較において、公平な制度となっているか <ul style="list-style-type: none"> ア 交付対象者や受益者の経済状況を踏まえた段階的な交付水準の設定ができないか 3 同種又は類似の補助金等との比較において、公平な制度となっているか <ul style="list-style-type: none"> ア 同種又は類似の補助金等と比較した場合、交付内容に偏りはないか

交付基準		評価・見直し基準
有効性	補助金等は、実施形態・手法、交付内容・期間等について最適となるよう選択することにより、交付の目的を実現する効果が得られるものでなければならない。	<ol style="list-style-type: none"> 1 より効率的な実施形態により同じ行政目的を達成することができないか <ol style="list-style-type: none"> ア 市の主体と責任に基づいて、直接市が実施すべき施策ではないか イ 財政規律の確保や補助金等の適正化の観点から、委託料に切り替えるべき施策ではないか 2 他の実施手法を導入することはできないか <ol style="list-style-type: none"> ア 参加と協働の手法を導入することができないか（アイデア公募や公開コンペなど適切な市民参加手法の導入ができないか。育成から自立に向けた時限や達成目標の設定ができないか） 3 零細補助（交付額が小額のもの）又は低率補助（補助対象事業費に占める割合が低いもの）であることに課題はないか 4 補助金等の目的や性格に応じた時限を設定することはできないか 5 交付目的と整合する活動指標や成果指標の設定と把握により、達成目標にどれだけ近づくことができたかを評価し、改善につなげる努力を行っているか 6 5の活動指標や成果指標の設定ができない補助金等は、他の自治体の状況及び当該補助金等や交付対象団体等への市民の声を把握するなどして、改善につなげる努力を行っているか 7 団体等を対象とした補助金等については、交付目的と整合する活動指標や成果指標の把握に必要な資料を求めているか
透明性	補助金等は、交付の実績や効果などが定期的に公表され、制度が市民に適切かつ分かりやすく周知されることを前提として、交付されなければならない。	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助金等の交付の実績、成果や効果及び評価・見直しの結果の公表を定期的に行い、制度の透明化に努めているか 2 適切な広報媒体を活用して制度の周知を図ることにより、補助金等の利用促進や事業者等の参入機会を確保し、制度の透明化を図っているか 3 制度の周知にあたっては、誰を対象としているのか、どのような条件を満たせば交付されるのかといった条件が、一般に分かりやすく表現されているか 4 特定の分野の団体等を対象とする補助金等の場合には、対象の正確な把握に努め、公平な情報提供や説明を行っているか。
公正性	補助金等は、交付の目的、要件、内容等を具体的かつ明確に規定した根拠規定に基づき、公正に交付されなければならない。	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付要綱等には、交付の適正及び成果や効果の検証に活用し得るよう明確で、具体性を備えた根拠規定が定められているか <ol style="list-style-type: none"> ア 交付目的には、何をどのような状態にしたいのかを明確かつ具体的に規定しているか イ 交付対象者の要件、補助対象経費、補助金額などを明確かつ具体的に規定しているか 2 団体等を対象とした補助金等については、団体等における会計処理の適正を確認するため、収支明細書の提出を求めているか（必要に応じて相見積りの結果や領収書の添付を求めているか） 3 団体等を対象とした補助金等については、収支明細書上、補助対象経費とそれ以外が明確に区分され、補助金等が目的に沿って適正に利用されているか

【資料 1 - 1】 調布市補助金等審議会条例（昭和 49 年調布市条例第 25 号）

（設置）

第 1 条 各種団体等に対する補助金，負担金その他これらに類する支出（以下「補助金等」という。）の適正化を図るため，調布市補助金等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 審議会は，市長の諮問に応じ，前条の目的を達成するために必要な事項について調査審議し，答申する。

（組織）

第 3 条 審議会は，次に掲げる者につき，市長が委嘱または任命する委員 10 人以内をもって組織する。

- （1）学識経験を有する者 8 人以内
- （2）調布市職員 2 人以内

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は 1 年とし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。ただし，再任を妨げない。

（会長）

第 5 条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は，委員が互選する。
- 3 会長は，審議会を代表し，会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは，あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集）

第 6 条 審議会は，会長が招集する。

（定足数および表決数）

第 7 条 審議会は，委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，会長が決するところによる。

（意見の聴取）

第 8 条 審議会は，所掌事項の審議に関し，必要に応じ市民の意見を聞くことができる。

（庶務）

第 9 条 審議会の庶務は，行政経営部において処理する。

（委任）

第 10 条 この条例の施行について必要な事項は，市長が定める。

[資料 1 - 2] 調布市補助金等審議会委員名簿（選任区分別五十音順，敬称略）

選任区分		氏名	所属等
学識経験を有する者	学術的 視点	会長 飯島大邦	中央大学経済学部教授
		会長代理 松井望	首都大学東京都市教養学部准教授
	監査的 視点	深澤永仁	深澤永仁税理士事務所税理士
		山崎聡一郎	有限責任監査法人トーマツ 丸の内オフィスパブリックセクター部公認会計士
	市民の 視点	老川多加子	中小企業診断士
		中村悦子	民生児童委員 調布市第五地区民生児童委員協議会会長
調布市 職員	小林一三	副市長	

※任期は，平成26年11月7日から平成27年11月6日まで

[資料2] 諮問書の内容

26 調行財発第 2210001 号
平成 26 年 11 月 7 日

調布市補助金等審議会長 様

調布市長 長 友 貴 樹

諮 問 書

調布市補助金等審議会条例（昭和 49 年調布市条例第 25 号）第 1 条の規定により設置する貴審議会に対し、下記のとおり諮問します。

記

- 1 諮問事項
補助金等制度の改善に向けた基準や仕組みについて

- 2 諮問理由
調布市が各種団体・個人等に補助・交付する補助金等のより一層の適正化を図るため、補助金等の交付基準や評価・見直し基準の策定及びこれらの運用の仕組みについて意見を求めます。

[資料3] 諮問書補足説明資料

諮問書補足説明資料

補助金等は、公益上の必要性があると客観的に認められる場合に限り地方公共団体が交付するもので（地方自治法第232条の2）、行政目的を効果的かつ効率的に達成するうえで大きな役割を果たしています。一方、具体的な効果・成果が見えにくいこと、一度制度化されると補助等が固定化し、検証が十分に行われなまま長年にわたり交付を継続する傾向があることから、見直しの困難性も併せ持つ制度であることが、一般的に認識されているところです。

調布市では、平成7年に補助金等審議会を開催し個々の補助金等の評価・見直しを行って以降、PDCAマネジメントサイクルに基づく毎年度の評価作業や事務事業側面評価、次年度の予算編成過程における見直しの中で、適正化の取組を進めて参りました。

しかしながら、これらの取組は、個々の補助金等の適正化にはつながったものの、補助金等制度の全般にわたる見直しに向けては、補助金等制度をより適正なものとするための基準・仕組みづくりが、今、市に求められているところです。

これらのことを踏まえ、今後の補助金等制度のあり方や改善策について、大局的な視点からの御審議をお願いするものでありますが、具体的な諮問事項としては、現状における課題を御確認いただいたうえで、以下の3点を中心に、御審議をお願いするものです。

・1点目は、補助金等の統一的な交付基準の策定についてです。

交付基準は、全ての補助金等に共通する基本原則として位置付け、マネジメントサイクルのプラン（計画）の段階で活用することを想定しているものです。法令の解釈及び他団体の事例等を参考とし、自治体共通の考え方に加え、調布市において必要とされる考え方を整理し、交付の基準を明確化していただきたいと考えております。

・2点目は、補助金等の評価・見直し基準の策定についてです。

評価・見直しの基準は、マネジメントサイクルのチェック（点検・評価）の段階で、個々の補助金等の問題点を可視化させ、廃止、縮小、維持、拡充、統合等の判断を行う基準として活用することを想定しております。交付基準と連動し、より細かな視点からの構築作業となると考えておりますが、客観性の高い項目の設定と市民目線での分かりやすさにも御留意いただき、御審議くださいますようお願いいたします。

・3点目は、上記2点で定めた基準の運用方法等の仕組みについてです。

適正な補助金等の交付を継続できるよう、マネジメントサイクルにおける上記の交付基準及び評価・見直し基準の実効性を高め、実践的に進めていく活用方法等の仕組みについて、課題提起や改善策の御提案をいただきたいと考えております。

以上が主に御審議をお願いしたい事項となりますが、今後の補助金等制度のあり方においては、単に個々の補助金等を廃止・縮小するというのみならず、社会経済状況を背景に、その時々時代に即して、制度全体での最適化を図っていくこと、また、公共サービスの多様な担い手を育成し、多面的な行政サービスの提供を可能とする観点も必要であると考えているところでありますので、この点も御留意のうえ、忌憚のない御意見をお願いいたします。

審議経過

開催日程	審議概要（予定）
<p>◆ 委嘱・諮問等 ◆ 第 1 回 審議会 H 26. 11. 7（金） 午前 10 時～正午 市庁舎 5 階特別会議室</p>	<p>1 委嘱・諮問等 2 会開催日程及び審議概要（予定） 3 調布市総合計画の概要 4 調布市の財政状況及び今後の財政見通し 5 補助金等適正化の審議に係る基本的事項 (1) 補助金等の適正化に向けた本取組の位置付け (2) 審議の対象とする補助金等の範囲 (3) 補助金等の交付要件「公益上の必要性」について</p>
<p>◆ 第 2 回 審議会 H 26. 11. 26（水） 午前 10 時～正午 市庁舎 5 階特別会議室</p>	<p>1 補助金等制度に係る調布市の現状 (1) 補助金等の推移 (2) 補助金等の見直し事例 (3) 補助金等の執行手続 2 調布市の補助金等の現状 (1) 補助金等執行の現状</p>
<p>◆ 第 3 回 審議会 H 26. 12. 19（金） 午前 10 時～正午 市庁舎 5 階特別会議室</p>	<p>1 調布市の補助金等の現状 (1) 特定団体を対象とした補助金等 (2) 制度周知の概要 (3) 委託料による支出と補助金による支出について (4) 監理団体の決算状況の推移 (5) 交付要綱の制定の流れ (6) 申請から実績報告書審査までの流れ 2 交付基準，評価・見直し基準及び運用方法の策定に向けた主な視点・課題・方向性の整理 (1) 補助金等交付の基本的な考え方（テーマ 1） (2) 効果測定のあるあり方（テーマ 2） (3) 時限の設定と団体の自立（テーマ 3） (4) 補助金等の周知と公表（テーマ 4） (5) 実績報告書の審査（テーマ 5）</p>
<p>◆ 第 4 回 審議会 H 27. 4. 17（金） 午前 10 時～正午 市庁舎 5 階特別会議室</p>	<p>1 交付基準，評価・見直し基準及び運用方法の策定に向けた主な視点・課題・方向性の整理 (1) 見直しの優先順位（テーマ 6） 2 交付基準，評価・見直し基準及び運用方法の策定</p>
<p>◆ 第 5 回 審議会 H 27. 5. 27（水） 午前 10 時～正午 市庁舎 5 階特別会議室</p>	<p>1 平成 25 年度調布市補助金等交付状況 2 答申策定に向けた審議 (1) 答申の構成（案） (2) 交付基準及び評価・見直し基準の全体構造の整理 (3) 基本的な考え方及び重視する評価・見直しの視点（交付基準及び評価・見直し基準（案）の検討）</p>
<p>◆ 第 6 回 審議会 H 27. 6. 24（水） 午前 10 時～正午 市庁舎 5 階特別会議室</p>	<p>1 答申書（素案）の検討 (1) 構成について (2) 内容について</p>
<p>◆ 第 7 回 審議会 H 27. 7. 24（金） 午前 10 時～正午 市庁舎 5 階特別会議室</p>	<p>1 答申書（案）の確認 (1) 構成について (2) 内容について</p>
<p>◆ 答申 H 27. 8. 25（火） 午後 1 時 市長応接室</p>	<p>調布市長への答申 「調布市の補助金等制度の改善に向けた基準及び運用の仕組みについて（答申）」</p>

答申の概要 ～調布市の補助金等制度の改善に向けた基準及び運用の仕組みについて～

第1章 審議会の概要 P1～5

○諮問の背景・経緯

・補助金等は市の施策を展開するうえで大きな役割を担ってきたが、今後も大きな財政需要が見込まれる中で、あらゆる分野において、限られた財源を一層効果的・効率的に活用することが重要な課題。補助金等の制度全般にわたる統一的、継続的な見直しに向けて、行革プラン（平成25年度～平成30年度）に「補助金等の適正化」の取組みを位置付け、補助金等審議会を開催

○諮問事項

◆2つの基準の制定

- ① 交付基準（すべての補助金等に共通する基本原則）の制定
- ② 評価・見直し基準（個々の補助金等の問題点を可視化させ、見直しの判断を行う基準）の制定

◆運用の仕組みに関する提言

2つの基準の実効性を高めていく活用方法等の仕組みについて提言

〔答申における補助金等の対象範囲〕
予算歳出科目の19節「負担金、補助及び交付金」の経費から、「負担金」にあたるものを除いたもの

第2章 補助金等の適正化の在り方 P6～14

〔補助金等の一般的な課題（①「交付の対象範囲が広がりやすい（法令上の支出要件が抽象的）」②「成果や効果の把握の困難性」③「補助金等への依存」④「制度の長期化や交付対象の固定化」）や調布市の補助金等の現状を踏まえ、次のとおり補助金等の適正化の在り方を整理

○補助金等の適正化の在り方

◆次の考え方を反映させた2つの基準の必要性⇒第3章で2つの基準を提案

- ① 真に必要とされるものについてのみ厳選して交付していくこと
- ② 補助金等の成果や効果を把握していくこと（成果等の数値化の困難性に留意）
- ③ 市民や団体等と行政との役割分担を踏まえて必要最小限の補助を行うこと。団体等の自主・自立の運営を促進すること
- ④ 制度創設の背景や経緯を踏まえつつ現状における必要性を検証すること。利用者の固定化について公平性の視点から検証すること。あらかじめ見直ししやすい仕組みを制度に組み込むこと

◆2つの基準を活用し、補助金等の新設・拡充の適否や見直しの判断につなげる運用の仕組みの必要性⇒第4章で補助金等の評価制度について提言

第3章 交付基準及び評価・見直し基準の提案 P15～22

○交付基準及び評価・見直し基準の定義

- ① 交付基準：法が求める公益上の必要性を調布市として客観的、総合的に判断するための基準。複数の視点から判断基準を構成
- ② 評価・見直し基準：交付基準における各視点の趣旨を踏まえた具体的・重点的な評価項目

○交付基準を構成する視点の整理

- ◆誰に対し、何に対し交付するのかの観点
必要性・重要性の視点を整理
- ◆どのように交付するのかの観点
公平性・有効性の視点を整理
- ◆左記4つの視点の実効性確保の観点
公正性と透明性の視点を置く

○補助金等交付の基本的な考え方と重視する評価・見直しの視点（上記6つの視点からの整理）

	補助金等交付の基本的な考え方	重視する評価・見直しの視点
必要性	→市民や団体等と行政の役割分担を踏まえた必要性を評価する視点 ◇市民や団体等と行政の役割分担を踏まえ、真に支援の必要性が認められるものについて交付を行う（必要最小限の補助） ◇住民需要と行政責任の観点から補助金等の必要性を評価することが重要	◇交付対象者の自発性や創意工夫を阻むことはあってはならない ◇見直しに影響を与え得る要素を設定し、その変化を適宜、把握していく ◇市が指導・監理等を行う必要がある団体等への補助金等については、補助の依存度合の縮小などに向けた達成目標等を定め、経営状況の分析に努める必要がある
重要性	→政策形成過程から見た補助金等の重要性を評価する視点 ◇補助金等の重要性の判断を個人の価値観に委ねず、政策形成過程の正当性に求める	◇市の基本計画や個別計画、条例に基づき交付される補助金等は重要性が認められる ◇国等の施策として市の裁量によらず義務的に交付する補助金等は、同様の重要性を備える ◇自然災害等への対応として交付する補助金等は、重要性及び緊急性を備える
公平性	→補助金等制度における効果配分の公平性を評価する視点 ◇交付対象者や交付金額等のほか、補助金等の根拠規定、その他把握可能な情報から、何と・誰と比較して公平性に問題が生じているのか・いないのかを評価することが重要	◇補助を受ける者と受けない者との比較では、交付対象者や受益者が過度に特定の市民や団体等に限定されていないかを評価する必要がある ◇このほか、交付対象者間の比較や、同種又は類似の補助金等制度との比較においても、公平性に問題が生じていないかを評価することが重要
有効性	→補助金等の交付目的を実現する有効性を評価する視点 ◇施策の実施形態・手法、交付内容・期間等について、最適となるよう選択することにより、交付目的を実現する効果が得られるものとしていく ◇活動指標や成果指標の設定と把握を行い、交付目的の実現にどれだけ近づいたかを評価する必要がある	◇適切な実施形態（委託料など他の支出科目の検討）、実施手法（アイデア公募や公開コンペなど適切な市民参加手法の導入）、交付内容（少額補助等の費用対効果の検証）、交付期間（補助金等の目的や性格を踏まえた適切な時限の設定）の検討が必要 ◇指標設定が難しい場合には、他の自治体の交付状況との比較など、市民の理解や納得を得られる情報を把握していく必要がある など
透明性	→補助金等制度が市民に開かれ透明性を確保した制度となっているかを評価する視点 ◇より開かれた制度としていくためには、交付実績の公表に加えて、補助金等の成果や効果、評価・見直し結果を定期的に公表していく必要がある ◇制度の周知は、事業者の参入機会の確保の観点において欠かせない。適切な広報媒体を選択し、分かりやすい制度周知を行う必要がある	◇補助金等の交付実績の公表とともに、定期的に個別の補助金等の成果や効果、評価・見直し結果を公表していく必要がある ◇補助金等の制度の周知は、誰を対象としているのか、どのような条件を満たせば交付されるのかといった条件が、一般に分かりやすく表現される必要がある など
公正性	→具体的かつ明確な根拠規定に基づき公正に補助金等が執行されているかを評価する視点 ◇補助金等の金額を正しく見積もりその用途が適正であるかを検証するためには、交付要綱等に対象経費の範囲や金額等を明確に規定する必要がある ◇補助金等の成果や効果を正しく把握するためには、交付目的を具体的かつ明確に規定する必要がある	◇交付要綱等には、交付の適正性及び成果や効果の検証に活用し得よう明確で、具体性を備えた根拠規定が定められている必要がある ◇団体等を対象とした補助金等については、活動実績の報告書や補助金等の収支明細書等の提出を求めるとともに、収支明細書上、補助対象経費とそれ以外の経費が明確に区分され目的に沿って適正に利用されているか確認を行う必要がある

※上記を踏まえた「補助金等の交付基準及び評価・見直し基準」〔別添1〕を制定し、調布市に提案（P27・28）

第4章 運用の仕組みに関する提言 P23～25

○補助金等の評価制度の構築

◆所管課による精査と予算編成における協議の実施

・予算編成における新規・拡充補助金と既存の補助金の審査
※補助金等の新設・拡充については平成28年度予算編成（平成27年度下半期）から実施

◆予算編成以外における定期的な評価の実施

・所管課以外での評価主体が、所管課行った評価の妥当性を定期的に検証

毎年度実施

- | | | | |
|---|--|---|---------------------------------------|
| ① Plan（計画）
所管課による
新規・拡充補助金
の精査 | ② Do（実行）
所管課による
既存の補助金
の執行・精査 | ③ Check（審査）
所管課と財政部門との協議
*新規・拡充補助金の審査
*既存の補助金の審査 | ④ Action（見直し）
所管課による既存の補
助金の見直し |
|---|--|---|---------------------------------------|

概ね3～5年に1回実施

- | | |
|--|---------------------------------------|
| ① Check（定期的な評価）
*所管課による既存の補助金の振り返り評価
*所管課以外による所管課評価の妥当性の検証 | ② Action（見直し）
所管課による既存の補
助金の見直し |
|--|---------------------------------------|

◆全種類の補助金等の評価が一巡した段階で上記の評価制度を検証（補助金等審議会が検証を行うべきか併せて検討）

○財務に関する専門的知識の向上等

・市が指導・監理等を行う必要がある団体等の経営状況等の分析に向けた財務分析の専門的知識を有する人材の育成又は確保に関する検討

○交付の透明性の向上

・補助金等の前年度比較や、評価制度構築後の成果や効果及び評価・見直し結果のほか、二次利用が可能なデータでの公表に関する検討

○その他検討事項

・委託料と補助金の考え方の整理、交付要綱の制定・改廃に伴う財政部門との合議の在り方の研究

登録番号
(刊行物番号)

2015-115

調布市の補助金等制度の改善に向けた基準及び運用の仕組みについて（答申）

発効日 平成27年8月

発行 調布市行政経営部財政課

〒 182-8511

調布市小島町 2-35-1

TEL 042-481-7304

印刷 庁内印刷

本書は、古紙配合の再生紙を使用しています。